

京都府最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

京都労働局一般公示第4号

京都地方最低賃金審議会は、京都府最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、京都府の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和8年7月23日（木）までに、京都地方最低賃金審議会（京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451番地 京都労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和8年7月2日

京都労働局長 伊勢 久忠



意見発表届

会議名	令和8年度第2回 京都地方最低賃金審議会	
日時	令和8年7月30日(木) 午前9時00分 開会	
会場	京都労働局 6階 大会議室 (京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451番地)	
上記審議会における意見発表者及びその発言要旨は、下記のとおりです。		
所属		
職氏名		
連絡先	名称	
	所在地	
	電話	
発言要旨		
上記審議会の傍聴希望の有無	有 ・ 無 *「有」の方は、上記審議会の傍聴申込を別途行う必要はありません。	

令和 年 月 日

(届出団体)

(届出者氏名)

京都地方最低賃金審議会 事務局 宛

最低賃金法第 25 条第 5 項による意見聴取について

1 意見聴取の対象者

京都地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）が審議に際し必要と認める者とする。

2 意見聴取の方法

(1) 意見発表者を審議会に出席させ、発表させる。

(2) 意見発表者は、原則として、1 団体 1 名とする（意見発表者に介助等が必要な場合を除く）。

(3) 意見発表者は、その所属、職氏名及び発言要旨について、予め、審議会事務局に意見発表届を届け出るものとする。

(4) 意見発表者は、上記 2（3）の発言要旨欄に氏名等を届け出た者とする。

(5) 意見発表者の意見発表時間は 10 分以内とし、これを厳守すること。意見発表は、京都府最低賃金の改正の決定に係る内容に限るものとする。

なお、委員からの質問がある場合に限り、別途質疑時間を設ける。

ただし、意見発表者が多数の場合は、それぞれの発表時間を短縮することがある。

3 意見発表者遵守事項

意見発表者は、以下の事項を遵守するものとする。

① 指定された時刻までに、会場に到着すること。

② 本人であることを明らかにする自動車運転免許証等の書面を持参すること。

③ 意見及び審議会委員の質問に対する回答以外の発言をしないこと。

④ ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等を着用しないこと。

⑤ プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器、銃刃類等危険物などを持ちこまないこと。

⑥ 酒気を帯びていないこと。

⑦ 議場入室時には、携帯電話等の電源を切ること。

⑧ 写真撮影や録画、録音をしないこと。

⑨ その他、審議会会長及び事務局職員の指示に従うこと。

4 意見聴取の中止等

上記項目に該当しない場合は、意見聴取を中止することがある。

連絡先：京都地方最低賃金審議会 事務局（京都労働局労働基準部賃金室）

担当官：賃金指導官 西川 竜行

〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451 番地

TEL 075-241-3215 : mail chinginshitsu-kyoutokyoku@mhlw.go.jp